

岩倉市災害被災者市営住宅一時使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害による被災者救済のため、被災者が岩倉市営住宅（以下「市営住宅」という。）の一時使用を希望した場合における事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、落雷、風水害等の自然災害及び火災をいう。
- (2) 被災者 災害により被災し、自らの居住する住宅を失った者をいう。

(被災者の判定)

第3条 被災者か否かの判断は、原則として市区町村長が発行する当該災害に係る罹災証明書等により行うものとする。

(許可の要件等)

第4条 市長は、市営住宅に空き家があり、かつ被災者が市内に住所を有する者である場合に、市営住宅の一時使用を許可するものとする。

2 市営住宅の一時使用にあたっては、被災者の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）に限り、被災者と同居することができる。

(一時使用の許可)

第5条 市営住宅の一時使用を希望する被災者（以下「申請者」という。）は、岩倉市財産管理規則（昭和46年岩倉市規則第13号）第8条第3項に規定する行政財産目的外使用許可申請書（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 罹災証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに審査し、適当と認めた者については使用を許可し、申請者に通知しなければならない。

3 市長は、市営住宅の管理に必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(許可の期間)

第6条 前条第2項の規定による許可の期間は、原則として許可した日から起算して1月とする。ただし、被災地の復興状況、同項の規定により市営住宅の一時使用の許可を受けた者（以下「一時使用者」という。）の事情等によりやむを得ないと認めるときは、市長は、1月を限度に許可の期間を更新することができるものとする。

2 前項ただし書の規定により許可の期間を更新しようとする一時使用者は、前項の許可の期間中に、申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による更新の申請について準用する。

(使用料)

第7条 市長は、一時使用者に係る市営住宅の使用料については、岩倉市行政財産使用料条例（平成22年岩倉市条例第1号）第4条第4号に該当するものとして、免除するものとする。

(条例等の遵守)

第8条 一時使用者は、市営住宅の使用に当たり、岩倉市営住宅管理条例（平成9年岩倉市条例第23号。以下「条例」という。）及び岩倉市営住宅管理条例施行規則（平成9年岩倉市規則第20号。以下「規則」という。）を遵守しなければならない。

(退去時の修繕費用)

第9条 条例第20条の規定により一時使用者が負担する費用のうち、退去時における市営住宅の修繕費用（規則第27条第2項各号に規定するものに限る。）は、免除する。

(条例第4条の規定による入居)

第10条 一時使用者のうち、条例第5条に規定する市営住宅の入居者資格条件を具備する者については、条例第4条第1号の規定に基づき入居することができる。この場合においては、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）及び条例の規定を適用する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。